

第2章 保存管理の経緯と実績

1. 特別史跡指定の経緯

指定の経緯

多賀城跡の保存については、全国的にも早く奈良の平城宮跡などと共に大正11年に史跡に指定された。史跡の名称は、多賀城の付属寺院と見られていた廃寺跡も含めて「多賀城跡附寺跡」と名付けられた。

保存事業は、昭和30年代に開始された。はじめに昭和35年から廃寺跡の発掘調査が、続いて38年から多賀城政府跡の調査が行われ、この調査成果により昭和41年には特別史跡に昇格した。その後、特に多賀城跡の周辺部で各種開発計画に対応する発掘調査が行われ、その結果、多賀城に関連する遺跡が相次いで発見されたことから、これまで数回の追加指定が行われている。このように、多賀城跡は早くから行政的に保護される一方、開発計画等から本特別史跡を守るため、指定範囲を拡大すると共に、関連する遺跡の追加指定が行われている。

現在、多賀城跡の保存事業については、管理団体である多賀城市と宮城県が分担して行っている。市は、土地の公有化事業とその維持管理事業を行い、県は、発掘調査事業と環境整備事業を担当している。

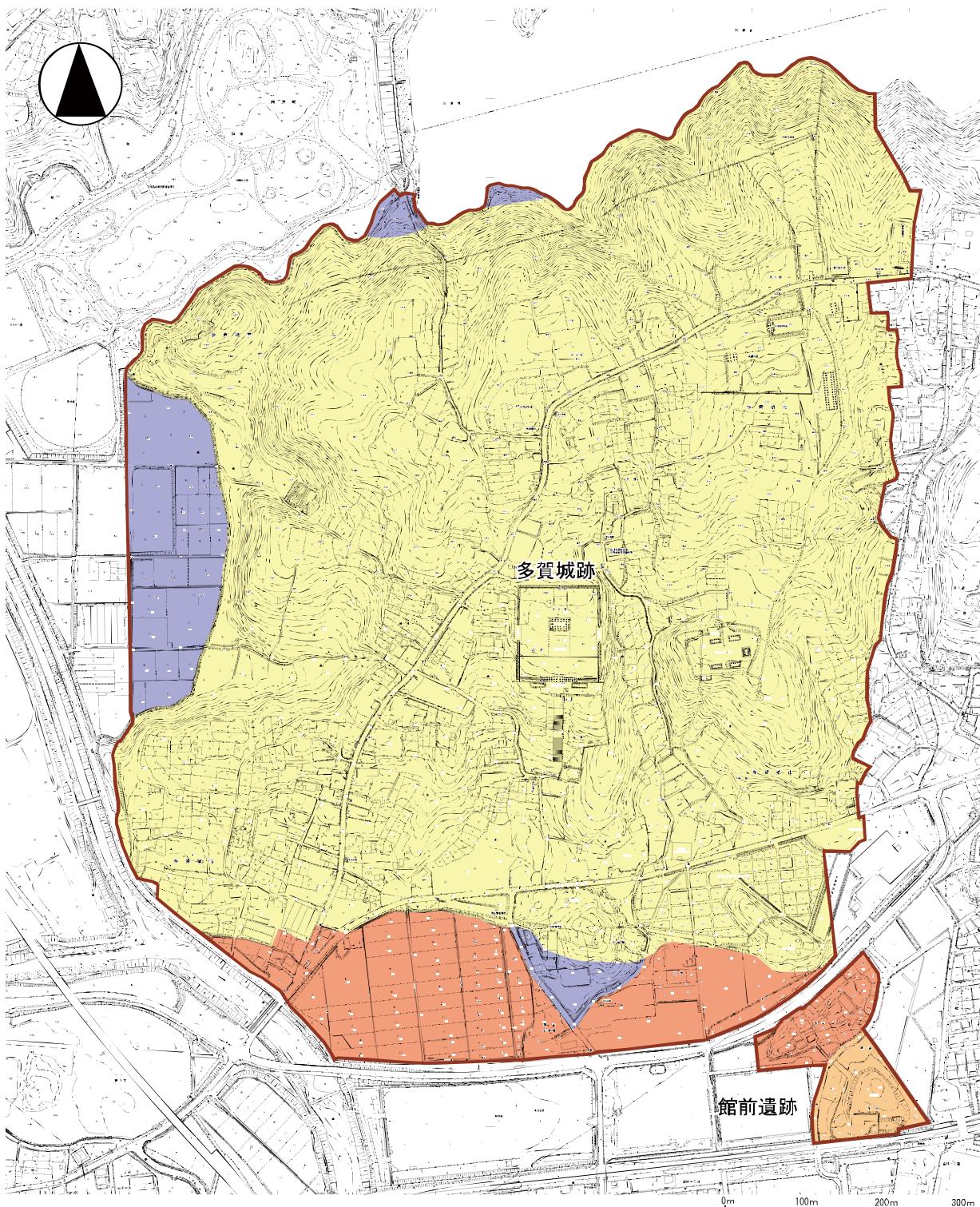
指定の経緯については以下のとおりである。

保存事業

役割分担

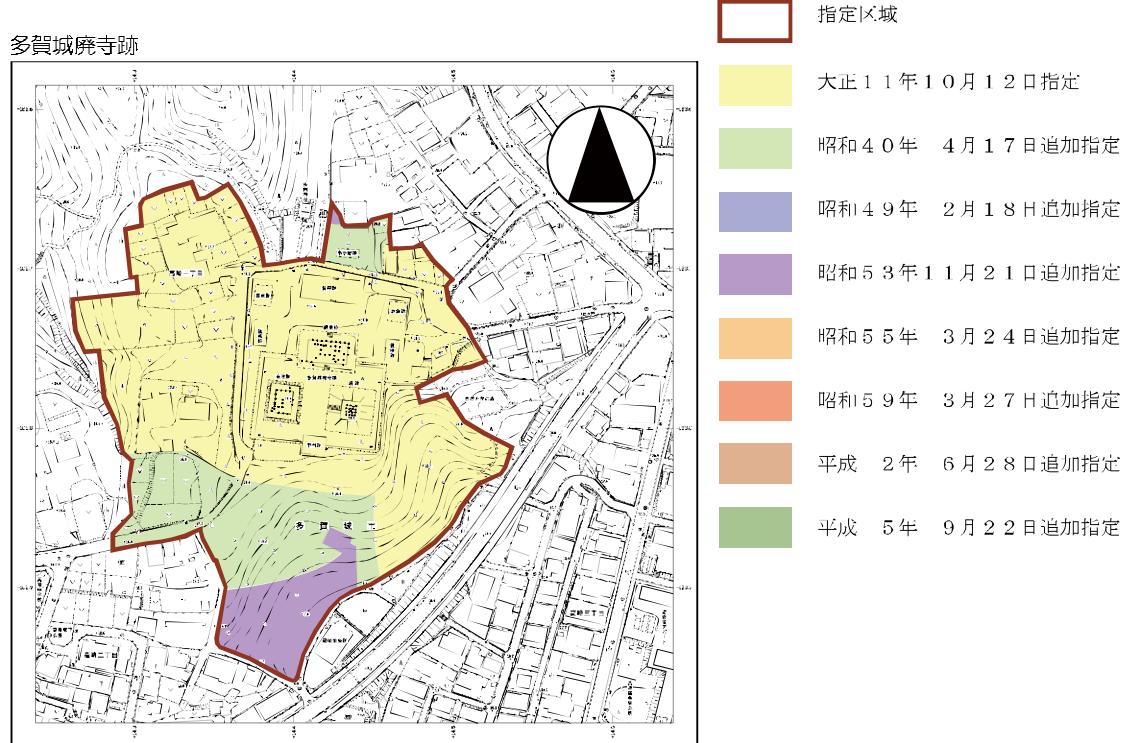
[指定の経緯一覧表]

場所	指定日	内容	面積 (m ²)
多賀城跡・多賀城廃寺跡	大正11年10月12日	史跡指定	
多賀城廃寺跡	昭和40年 4月17日	追加指定	
史跡指定地の全地域	昭和41年 4月11日	特別史跡指定	
多賀城跡・多賀城廃寺跡	昭和49年 2月18日	追加指定	
多賀城廃寺跡・全域図面指定	昭和53年11月21日	追加指定	多賀城跡： 930,940.00 多賀城廃寺跡： 49,594.00
館前遺跡	昭和55年 3月24日	追加指定	10,380.00
多賀城跡南面地域	昭和59年 3月27日	追加指定	80,700.00
柏木遺跡	平成 2年 6月28日	追加指定	3,758.69
山王遺跡千刈田地区	平成 5年 9月22日	追加指定	1,462.14
計			1,076,834.83



多賀城跡・館前遺跡

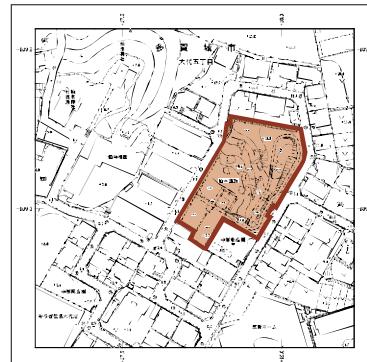
図2 特別史跡指定区域図



山王遺跡千刈田地区



柏木遺跡



0m 100m 200m 300m

2. 関連事業の実績

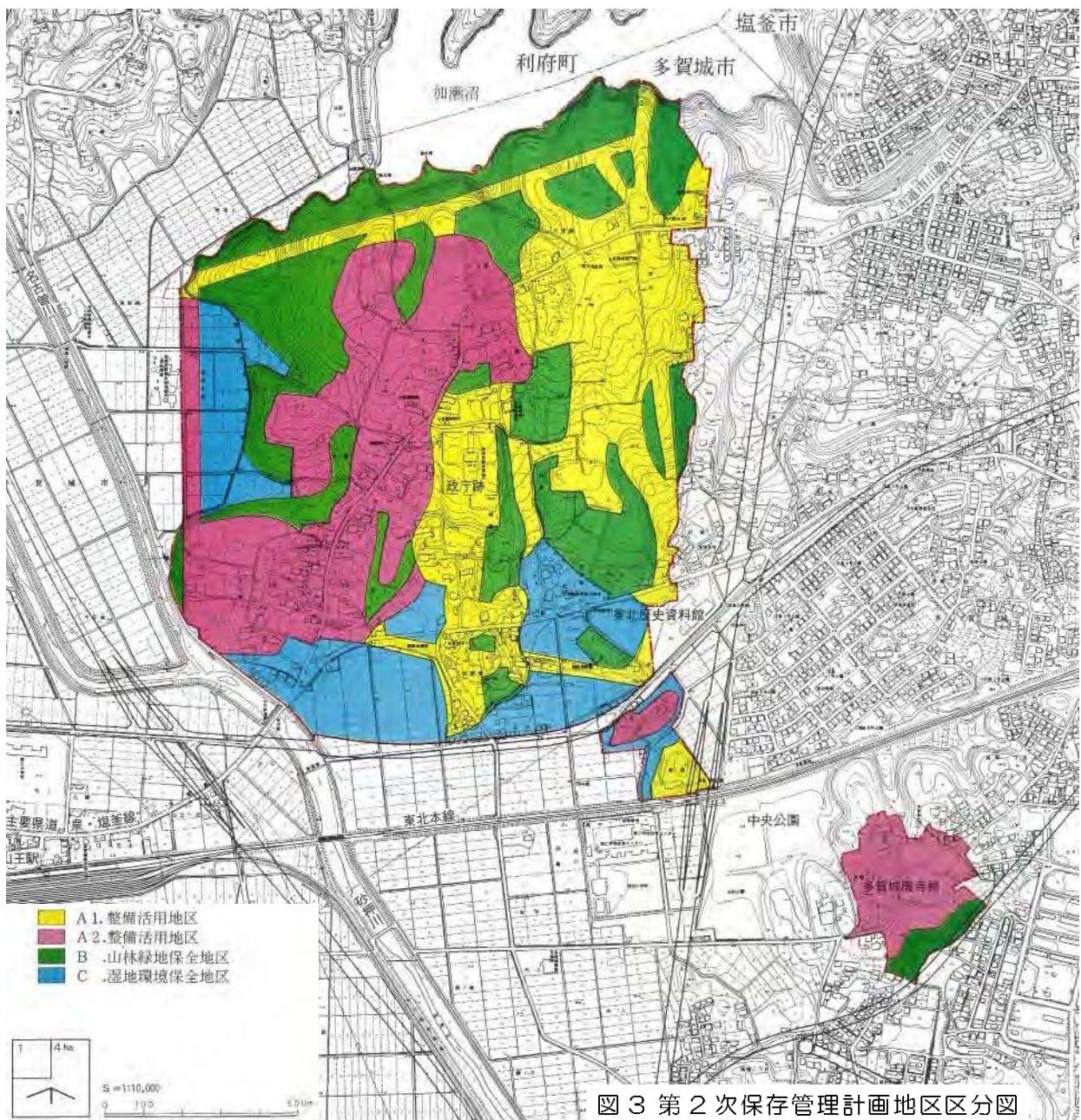
現状変更等の推移 1) 現状変更等の推移

特別史跡指定地内については、文化財保護法第125条により、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる現状変更等については市教育委員会の許可）が必要となる。第2次保存管理計画では、遺跡としての特性を考慮し、3地区に区分して現状変更に関する取り扱い基準を設定し、実施してきた。

第2次保存管理計画期間中、指定地内では毎年10～20件の現状変更が実施されている。現状変更には、居住者自らの居住条件を良くするためのものと、道路改修、下水道などの生活基盤施設といった公共サイドによる公益的なものとがある。

公共下水道 平成4年度に生活排水処理計画が策定され、公共下水道が設置されていない指定地内については合併浄化槽を推進することとなり、平成4年度以降合併浄化槽設置に関する現状変更が目立つ。平成14年度には特別史跡地内においても公共下水道（汚水）事業計画が認可され、それ以降合併浄化槽に伴うものに代わり、下水道工事に関する現状変更が増加してきている。





[地区区別の各事業実績]

(単位: m²)

地区区分	公有化			発掘調査			環境整備		
	面積	公有化済	率	面積	発掘済	率	面積	整備済	率
A 1	216,633.97	161,225.63	74.42%	306,000.00	81,526.00	26.64%	306,000.00	258,854.00	84.59%
A 2	180,590.32	58,646.39	32.47%	255,200.00	17,276.00	6.77%	255,200.00	8,326.00	3.26%
B	175,184.82	126,887.74	72.43%	292,800.00	3,470.00	1.19%	292,800.00		0.00%
C	128,011.94	64,494.35	50.38%	174,300.00	1,800.00	1.41%	174,300.00		0.00%
その他								3,800	

※面積は台帳面積

※面積は実測面積

※面積は実測面積

[第2次保存管理計画における現状変更等の許可に関する取扱い基準]

(1) 地区区分		(2) 現状変更に関する取り扱い	(3) 土地公有化	(4) 発掘調査	(5) 環境整備	(6) 備考
A 遺構整備活用地区	A 1 整備活用地区	認めない。 ただし※1、4、5については認められる場合がある。	計画的、優先的に公有化する。	計画的に行う。	遺跡博物館として計画的に整備し、活用する。	・家屋は逐次移転させ、土地は公有化する。
	A 2 整備活用地区	原則として認めない。 ただし※1～4については認める場合がある。	A 1について優先的に公有化するとともに土地所有者から申し出のあった場合には公有化する。		必要性が生じた場合は逐次整備し、活用する。	・現状変更が生じた場合には、史跡の景観が損なわないよう行政指導を行う。
B 山林緑地保全地区		認めない ただし※1、2、4については認められる場合がある。	整備活用上必要なところは優先的に公有化する。	必要に応じて行う。	遺跡博物館と一体化する緑地として、保護育成、整備活用する。	・家屋は必要に応じて逐次移転させ、土地は公有化する。
C 湿地環境保全地区		原則として認めない。 ただし※1～5については認める場合がある。	申し出のあった場合には公有化する。		多賀城跡にふさわしい湿地環境として整備する。	・水田、田畠はできるだけ農地として維持する。 ・家屋は改築をするものから逐次移転させ、土地は公有化する。

- ※ 1. 調査研究、保存活用のため必要な行為
2. 全面改築を除く家屋の部分的な増築（但し建築面積の120パーセントを超えないものとする）・改築
 3. 付属舎、工作物等の増築（但し建築面積の120パーセントを超えないものとする）・改築
 4. 公共・公益施設の改修等で遺跡の保存に影響を及ぼさないもの
 5. 寺社有地については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で宗教活動を行う場合

[第2次保存管理計画期間中の現状変更集計表]

年度	件数	内訳															その他	備考
		催事	新築	増築	改築	掲示	発掘調査	公共事業	伐採	園場整備	整備事業	水道	下水道浄化	外構工事	土木工事(民間)	仮設事務所		
昭和35	5		4														1その他は火薬庫新築	
昭和36	2		1														1その他は造成	
昭和37	2		1								1							
昭和38	2		1														1その他は造成	
昭和39	2		1														1	
昭和40	0																	
昭和41	6				4		1	1										
昭和42	1		1															
昭和43	3				3													
昭和44	18		4		4		3	5				1					1	
昭和45	6		1		2		1	2										
昭和46	14		1		7		3	2									1その他は墓地改葬	
昭和47	12		2		4		3	2			1							
昭和48	14				7		3	2									2	
昭和49	9		1	1	2		2	1									2	
昭和50	13		1	4	4		1	1									2	
昭和51	20			3	3			5			2			4			3	
昭和52	14		3	2			2	5			1			1				
昭和53	9		1	1			2	4			1							
昭和54	12			5			1	5						1				
昭和55	17			5	4		1	4						1	1	1		
昭和56	13			1	3		1	5									3	
昭和57	8			3	1		2	2										
昭和58	10				2	2		2	1					1			2	
昭和59	10				2	4			2			1					1	
昭和60	8						3	3						1			1	
昭和61	12		1	1	6		2	2										
昭和62	8			1	4	1	1	1										
昭和63	21		1		1	2	2	1	7		1			5			1	
平成元	19	1		2	1		1	12			1						1	
平成2	17	3					1	6			1			1	2		3	
平成3	15	3		1	5	1	1	1						1			2	
平成4	19	2		2	1	1	1	5					7					
平成5	21	3		1	2	2		3					6	1			3	
平成6	13	3			1	1		2			3		2	1				
平成7	14	2			1	1		1					2	4	1	2		
平成8	23	5			3	1	1	2			2		2	6			1	
平成9	12	2			2	3	1						2				2	
平成10	19	3		1		1	1	4	1	1			2	4	1			
平成11	22	2		4	4			5	1		1	1			4			
平成12	23	2				1		10					1	7	1	1		
平成13	9	3		1		1		1						3				
平成14	13	2		1				1	7	1				1				
平成15	18	2			2	2		7	1	1			2		1			
平成16	16	2		1	1	1	1	7	1		1			1				
平成17	21	3			1	3	1	7	1					4			1	
平成18	22	2				2	1	12			1			2			2	
平成19	27	3			1	1		11			2		4	5				
平成20	21	3			1			8			1	1	1	3			3	
平成21	18	2			2	3		5				2	2				2	
平成22	28	2			1	1		16						1	3		4	
	681	56	23	46	96	29	46	194	6	3	21	4	33	68	5	5	46	

公有化事業 2) 公有化事業

特別史跡の土地公有化事業は、昭和38年度から継続的に実施してきた。平成22年度までの公有化面積は、573,044.25m²で、これは指定面積の53.22%に及ぶ。

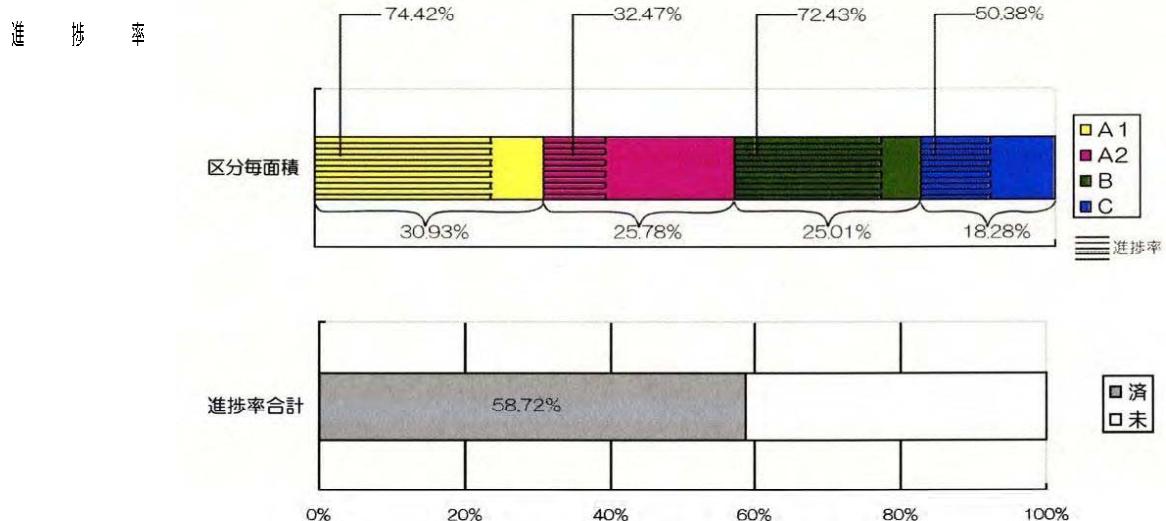
第2次保存管理計画では地区区分ごとに公有化の方針を謳っており、地区区分ごとの公有化率は、A1整備活用地区が74%、A2整備活用地区が32%、B山林縁地保全地区が72%、C湿地環境保全地区が50%となっている。計画的、優先的に公有化するA1整備活用地区の公有化率が最も高い数値となっており、概ね計画どおりに事業が進行していることを表すものといえる。

また、館前遺跡は、遺構が発見された丘陵上部から西側低湿地にかけて、多賀城廃寺跡は主要伽藍から南側の山林部分にかけて公有化が終了している。平成2年に追加指定された柏木遺跡、平成5年に追加指定された山王遺跡千刈田地区については、全域が公有化されている。

[第2次保存管理計画における土地公有化事業の方針と進捗率]

事業の方針

- * A1 遺構整備活用地区～計画的優先的に公有化する。
- * A2 遺構整備活用地区～A1に次いで優先的に公有化するとともに土地所有者から申し出のあった場合には公有化する。
- * B 山林保全地区 ～整備活用上必要なところは優先的に公有化する。
- * C 湿地環境保全地区 ～申出のあった場合は公有化する。



※ 面積は台帳面積から割り出したもの。

※ 多賀城廃寺を除く。

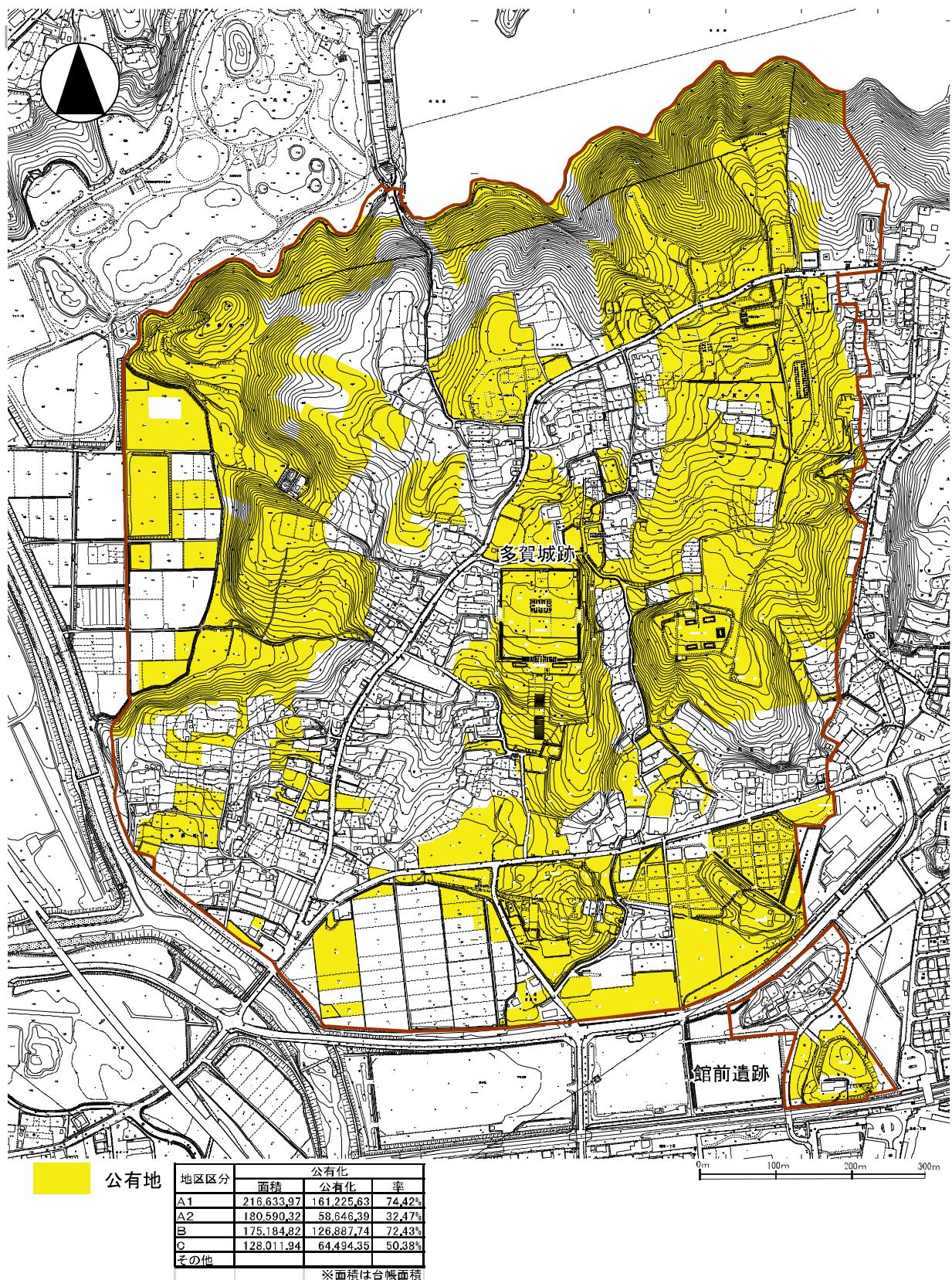


図 4 公有化事業実績図（平成22年3月現在）

発掘調査事業 3) 発掘調査事業

発掘調査は、昭和35年に開始された。初期の調査は、東北大学の伊東信雄教授（当時）を代表とする「史跡多賀城跡発掘調査委員会」による調査で、はじめに航空写真図化での地形図作成が行われた。次いで、昭和36年から廃寺跡の調査に着手し、昭和38年～40年には多賀城政庁跡の調査を実施している。この時期の調査は、宮城県教育委員会が主体となり、多賀城町（当時）と河北文化事業団の協力のもとに行われた。

昭和41年から多賀城町教育委員会が多賀城廃寺跡の環境整備事業に着手するため、多賀城町が主体となって昭和43年の環境整備事業完了まで多賀城廃寺跡の調査が行われた。

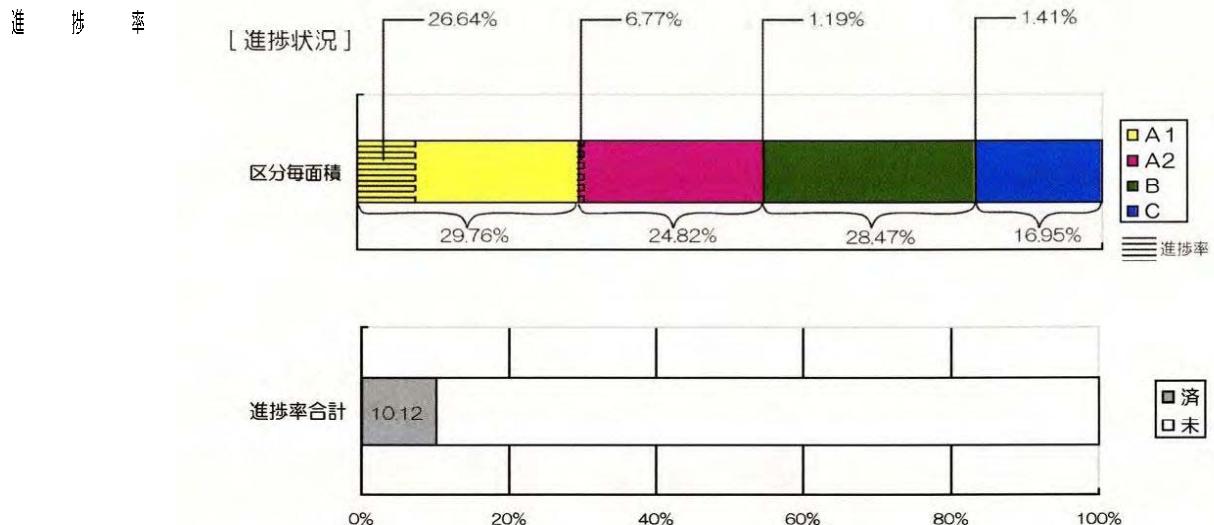
昭和44年に宮城県多賀城跡調査研究所が設置されてからは、現在まで継続的に発掘調査が行われている。発掘調査は、5ヵ年を単位とした年次計画に基づいて実施されている。

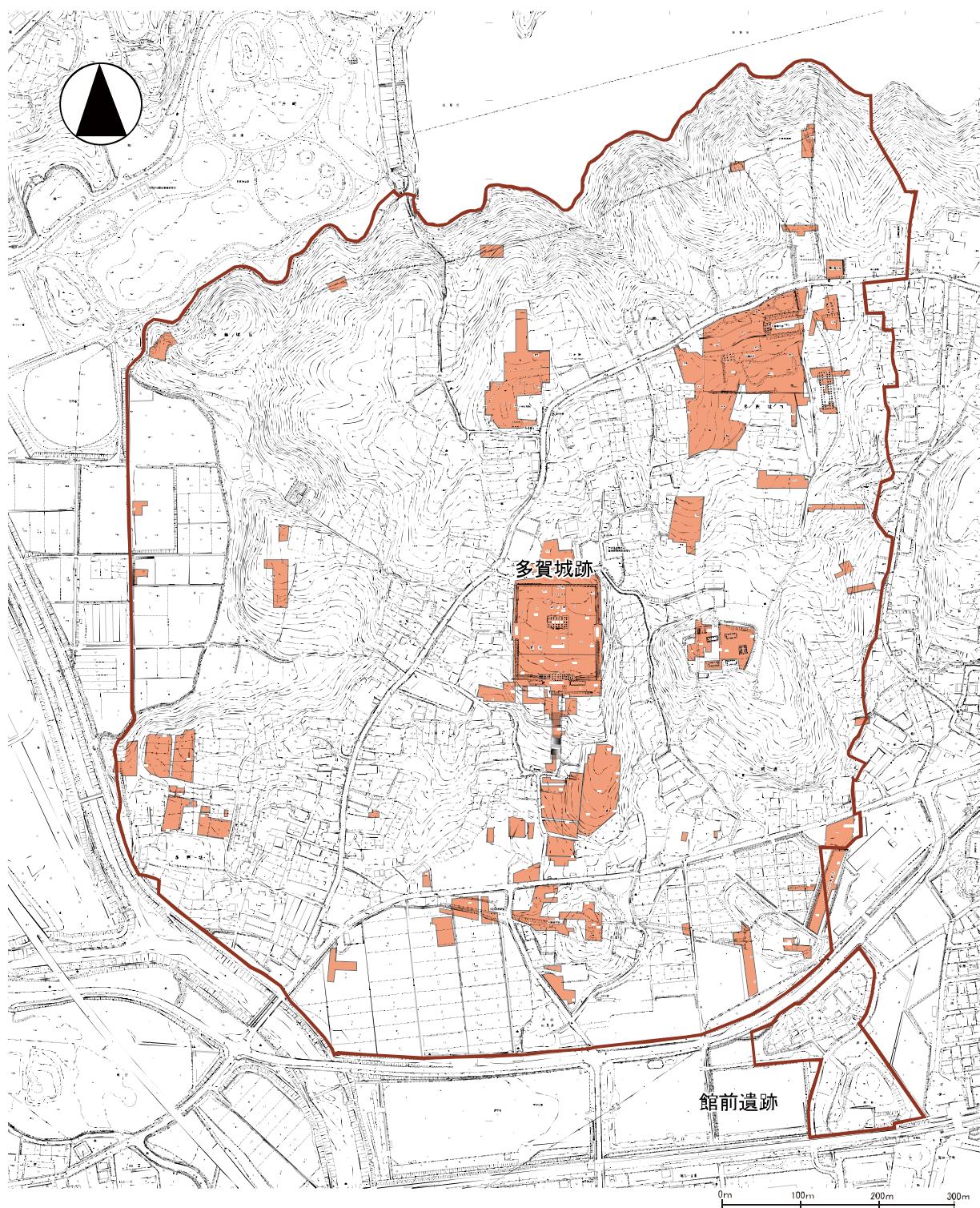
平成22年度までの調査面積は、約111,693m²である。

[第2次保存管理計画における発掘調査事業の方針と進捗率]

事業の方針

- * A1 遺構整備活用地区～計画的に行う。
- * A2 遺構整備活用地区～必要に応じて行う。
- * B 山林保全地区 ～同上。
- * C 湿地環境保全地区 ～同上。





発掘調査区

図5 発掘調査事業実績図（平成22年3月現在）

環境整備事業 4) 環境整備事業

環境整備事業は、昭和41年から43年にかけて多賀城町（当時）が主体となり、廃寺跡の環境整備を行っている。これは、史跡整備事業としては全国で2番目に実施されたものである。その後、昭和44年に宮城県多賀城跡調査研究所が設立されると、昭和45年から同研究所により多賀城跡の整備が行われている。はじめに政庁跡の整備に着手し、昭和48年までに正殿、脇殿、南門翼廊、築地塀等、第Ⅱ期政庁の整備が終了している。

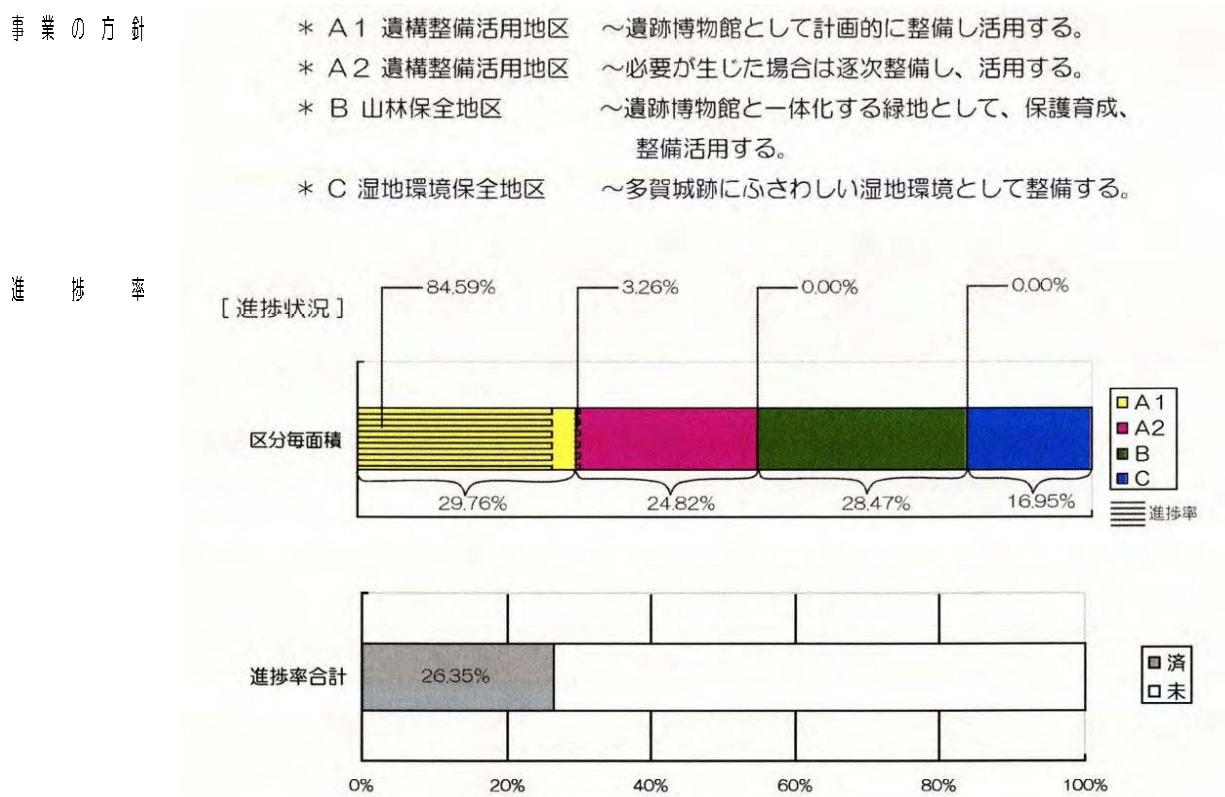
その後、外郭東門地区、六月坂地区、外郭南辺等、古くから礎石や築地が遺存しており、遺構の存在が明らかな地区について、発掘調査に基づき、建物遺構の平面的な表示が行われている。

昭和53年に環境整備事業を効果的、計画的に進めるため、それまでの実績を含めて、前期・中期・後期10カ年計画が立案され、以後、計画に沿って5カ年を単位とする年次計画に基づき進められてきた。

昭和55年からの中期10カ年計画の環境整備事業としては、東北歴史資料館（当時）から政庁地区を中心とした多賀城跡の東南部約1/4を回遊できる見学園路及び便益施設の設置、野外模型の設置、遺構露出展示、政庁 - 南門間道路の石積み階段復元等が実施されている。

平成22年度からは第9次5カ年計画が始まり、政庁地区再整備等が実施されている。

[第2次保存管理計画における発掘調査事業の方針と進捗率]



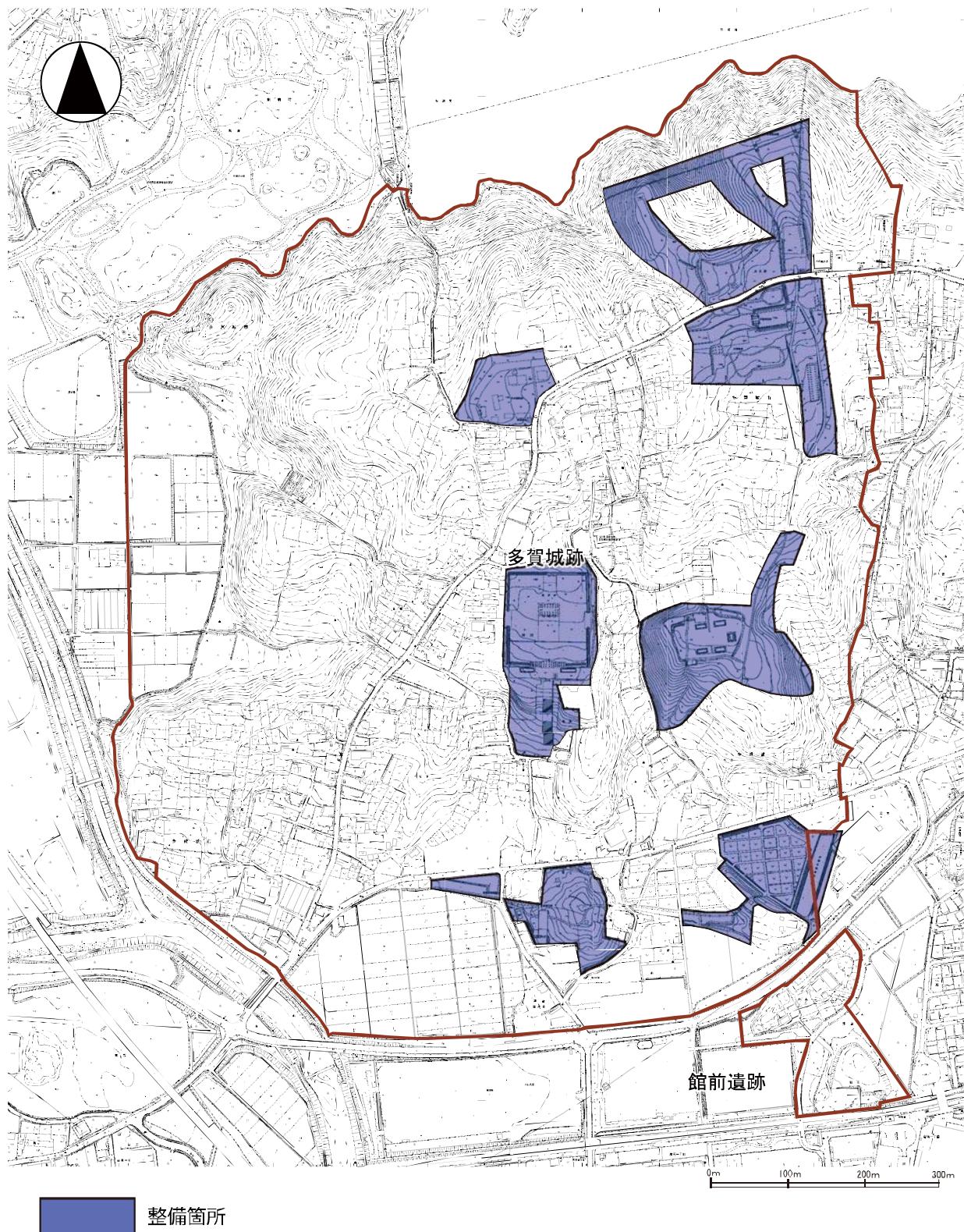


図6 環境整備事業実績図（平成22年3月現在）

維持管理事業 5) 維持管理事業

特別史跡の維持管理事業については、多賀城市が実施している。事業の内容は、環境整備地区の管理、未整備公有地の除草・樹木管理等の緑地管理、便所等の便益施設の管理などである。

環境整備地区の管理については、史跡管理員による見廻り・看視、シルバー人材センターによる除草や軽微な修繕等を実施している。

緑地管理 緑地管理については、地元3団体による除草、枯れ木・風倒木の伐採、剪定、マツクイムシの防除等の樹木管理を実施している。また、湿地特性を活かした管理を実施している「多賀城跡あやめ園」については、市道路公園課で管理している。さらに、追加指定された柏木遺跡では、地元大代地区の「大代地区遺跡を愛する会」に除草・清掃を、山王遺跡千刈田地区については、地元山王地区の「多賀城山王新・花いっぱい推進機構」に建物表示を兼ねた花壇への花の植栽や除草・清掃を委託している。

便益施設 便益施設の清掃管理については、シルバー人材センターに委託している。

近年、特別史跡の追加指定、公有化の進展による未整備公有地の拡大、環境整備の進展に伴い、維持管理の内容が多様化し、さらに管理費が増大してきていることから、保存管理の進展に応じた適正な管理方法や体制整備の必要性が生じてきている。



地元団体による草刈風景（多賀城跡六月坂地区）



花壇植栽風景（山王遺跡千刈田地区）



あやめの開花風景（多賀城跡南東隅地区）